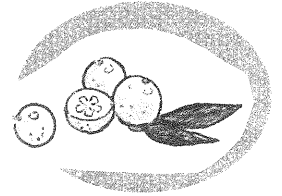


いきいき通信



～ 地域包括支援センターだより ～

平生町高齢者地域包括支援センター（平生町社会福祉協議会） ☎ 56-8000

－ いきいきとした暮らしのおともに － 【 介護保険について 】

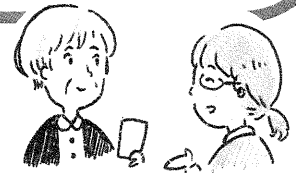
しんと冷える空気の中、ゆく年くる年に思いを馳せる時季になりました。みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

今月は、“介護保険”について改めてご紹介させていただきます。

“介護保険”は、地域で安心して生活を送るため必要に応じて医療・介護のサービスを利用できるしくみの1つです。

利用の対象となるのは“要介護認定”を申請し、**要支援 1,2** **要介護 1～5**の認定を受けた方です。（要介護認定は**非該当**となる場合もあります）
要介護（支援）度により利用できるサービスの種類等は異なります。

要介護認定申請のながれ



- ① 申請
窓口は平生町役場健康保険課です。
地域包括支援センターが提出を代行することもできます。
- ② 主治医意見書
申請書に主治医（かかりつけの病院）を記載します。
町役場から主治医に意見書の作成が依頼されます。
体調の確認のため、受診を求められることもあります。
- ③ 訪問調査
町の調査員がご本人のもとへ訪問し、心身の状況などについて聞き取り調査を行います。
- ④ 判定
コンピュータ判定〔一次判定〕の後、保健・医療・福祉の専門家が、どの程度の介護が必要か全国一律の基準により審査し、要介護（支援）度が決定されます。〔二次判定〕

- 要介護（支援）度が決定されるまで、ひと月程度かかります。
- 要介護（支援）の認定結果には有効期間があり、更新することができます。更新の場合も、上記と同様のながれで新しい要介護（支援）度が決められることとなります。

生活の中での困りごとに関するご相談は、

『平生町高齢者地域包括支援センター』へ

平生町大字平生村 618-2 ☎56-8000 ふれあいまちづくりセンター



介護保険のサービス～住宅改修～

要支援・要介護の方が利用できる介護保険のサービスの1つに、自宅の生活環境を整える“住宅改修”があります。

「段差を解消したい」「手すりをつけたい」「滑りにくい床材に変えたい」等のご希望がある場合に町役場の承認のもと、限度額 20 万円までは、1 割もしくは 2 割負担で工事を行うことができます。工事の前に承認が必要になりますので、まずは地域包括支援センターや担当ケアマネジャーにご相談ください。

(1) 相談

地域包括支援センターや担当ケアマネジャーが相談をお聞きし現地確認。必要性にもとづき「理由書」を作成。

(2) 事前申請

「理由書」と、業者が作成する「見積書」等を町役場へ提出。



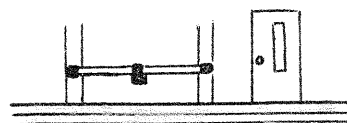
(3) 承認

町役場の協議で改修の可否が決定される。

(4) 着工

(5) 支払い

工事完了後、業者に改修費の全額を支払う。



(6) 支給申請

「住宅改修費支給申請書」と業者の「領収書」等を町役場へ提出。申請後、住宅改修費の 9 割または 8 割が給付される。

出前講座

地域包括支援センターでは、「こんなことを聞いてみたい」といったご要望に応じて、住み慣れた地域でいきいきと生活するポイントについてお話ししています。

今回ご紹介した「介護保険」についてより詳しくご説明したり、「認知症の予防」というテーマでのお話もしています。

その他、以下のような講座を開催しています。

- * 「お口の健康教室」… 健康につながる口腔ケアのポイントについて
- * 「ころばん体操」… 転倒予防のお話と体操のご紹介
- * 「認知症サポーター養成講座」… 認知症の方を見守る地域づくりについて

関心をお持ちの事柄について、お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

平生町高齢者地域包括支援センター ☎ 56-8000